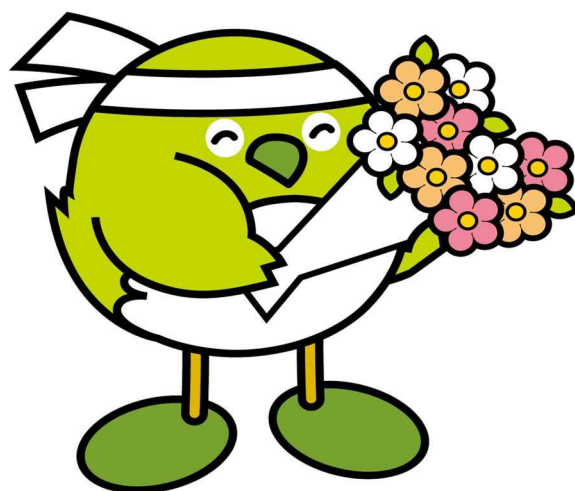


大分県の 指定NPO法人制度について (概要)



2021年6月

大分県消費生活・男女共同参画プラザ
県民活動支援室

1 指定NPO法人制度とは

NPO法人への寄附を促すことにより、NPO法人の活動を支援する制度です。
地方税法の規定に基づき、条例により個別に指定する寄附金を受け入れるNPO法人として県または市町村が指定します。

大分県の指定NPO法人になるためには、大分県税条例で個別に指定される必要があります。

大分県の指定NPO法人となるためには、「指定特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例」（平成24年大分県条例第33号。以下「指定条例」といいます。）に定められた要件を満たす必要があります。

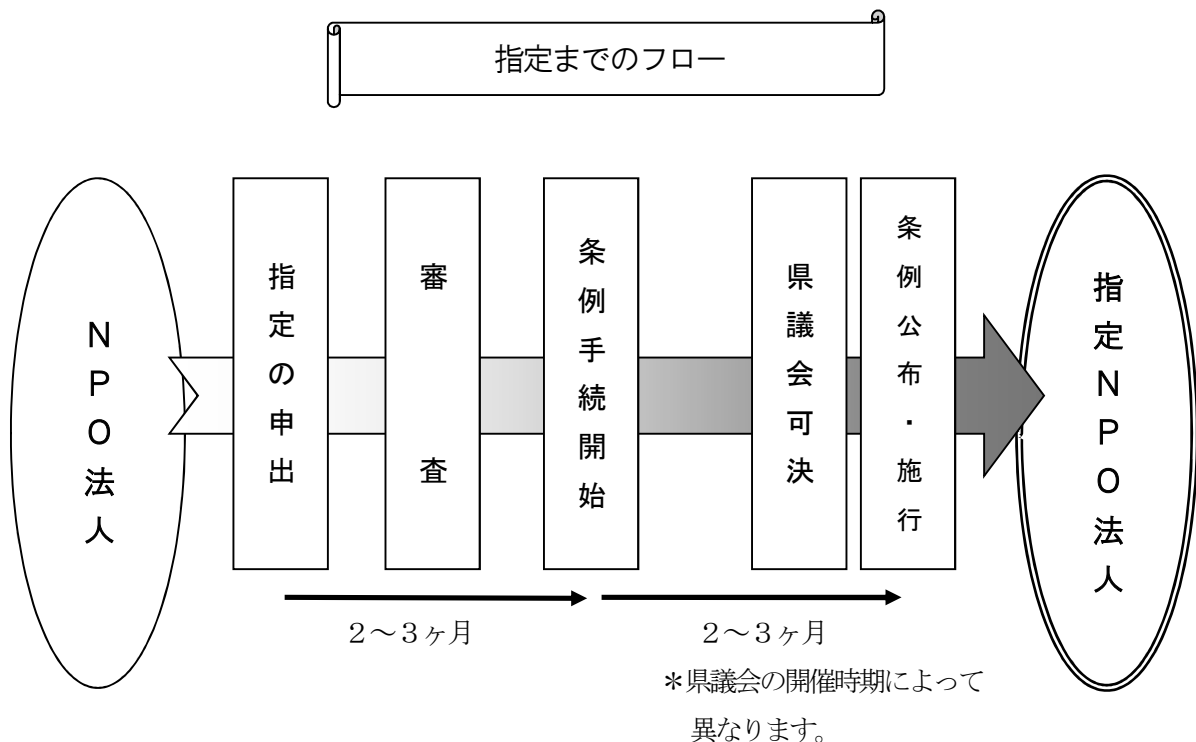
県へ指定の申出を行った後、指定条例に定める基準に適合していると認められる場合は、提案手続が可能な直近の大分県議会に大分県税条例の改正議案として提案されます。

議会で条例が可決され交付されると、その日から指定の効力が生じます。

指定の有効期間は、5年間で、継続する場合は更新の申出が必要です。

○ 大分県税条例に掲げられる事項

特定非営利活動法人の名称	主たる事務所の所在地	寄附金控除対象期間
特定非営利活動法人 ○○○○○○	〇〇市	〇〇年1月1日～ 〇〇年〇月〇日



市町村の指定NPO法人になるためには、県とは別に市町村の条例で個別に指定される必要があります。

市町村の指定NPO法人になるためには、関係市町村が指定NPO法人制度を導入している必要があります。

また、指定の基準や手続は市町村ごとに異なりますので、制度の詳細は、法人の所在地の市民活動担当課または税務担当課で確認してください。

2 指定NPO法人のメリット

個人の寄附者のメリットとは？

- 個人県民税の税制優遇を受けられます。

大分県の指定NPO法人に寄附をすると、個人県民税から寄附金額の約4%の税額控除が受けられます。

$$\text{税額控除額} : (\text{寄附金額} - 2,000\text{円}) \times 4\%$$

※市町村の指定NPO法人に寄附をすると、個人市町村民税から寄附金額の約6%の税額控除が受けられ、個人県民税と併せると最大で約10%の税額控除となります。

$$\text{税額控除額} : (\text{寄附金額} - 2,000\text{円}) \times 6\%$$

指定NPO法人のメリットとは？

- 認定NPO法人のPST要件が免除されます。

県または市町村の指定NPO法人に指定されると、認定NPO法人の申請時に認定NPO法人の基準の1つであるPST要件（パブリックサポートテスト）を満たすことになります。

- 内部管理がしっかりします。

指定を受けるために会計や組織のあり方を見直すことで、法人内部で法人運営に対する意識が高まります。

- 社会からの信用が高まります。

指定を受けるためには、適切な業務運営を行うことにより、積極的な情報公開を社会からの認知度や信用が高まります。

3 指定NPO法人になるための要件

大分県の指定NPO法人になるためには、次の要件を満たす必要があります。

(1) 次の①～⑫の基準をすべて満たすこと

① PST（パブリックサポートテスト）について	
次の基準のいずれかに適合すること	
イ	実績判定期間における経常収入金額のうち寄附金等収入金額の占める割合が10%以上であること
ロ	実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が3,000円以上である寄附者の数の合計数が年平均50人以上であること
② 活動の対象について	
実績判定期間における事業活動のうち、次に掲げる活動の占める割合が50%未満であること	
イ	会員等に対する資産の譲渡等及び会員等が対象である活動
ロ	特定の範囲の者に便益が及ぶ活動 (便益の及ぶ者が地縁に基づく地域に居住する者等である活動を除く)
ハ	特定の著作物又は特定の者に関する活動
ニ	特定の者の意に反した活動
③ 運営組織及び経理について	
次のいずれの基準にも適合していること	
申出時に運営組織が次のいずれにも該当すること	
イ	1) 役員のうち親族関係を有する者等で構成する最も大きなグループの人数÷役員総数 $\leq 1/3$
	2) 役員のうち特定の法人の役員又は使用人等で構成する最も大きなグループの人数÷役員総数 $\leq 1/3$
ロ	各社員の表決権が平等であること
ハ	会計について公認会計士若しくは監査法人の監査を受けているか、法人税法施行規則第53条～第59条に規定する青色申告法人と同等に取引を記録し、帳簿を保存していること
ニ	不適正な経理を行っていないこと
④ 事業活動について	
次のいずれの基準にも適合していること	
イ	次に掲げる活動を行っていないこと
	1) 宗教活動
	2) 政治活動
	3) 特定の公職者等又は政党を推薦、支持又は反対する活動

ロ	役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の親族等に特別の利益を与えないこと及び営利を目的とした事業を行う者や上記イの活動を行う者または特定の公職の候補者（公職にある者）に寄附を行っていないこと
ハ	実績判定期間における特定非営利活動に係る事業費÷総事業費 \geq 80%
ニ	実績判定期間における受入寄附金総額のうち特定非営利活動に係る事業費に充てた額÷受入寄附金総額 \geq 70%
<p>⑤ 情報公開について 次に掲げる書類をその事務所において閲覧させること（個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの）</p>	
イ	事業報告書等、役員名簿及び定款等
ロ	1) 各指定基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類並びに寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類
	2) 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程及び収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類
	3) 助成の実績を記載した書類
<p>⑥ 事業報告書類等の提出について 各事業年度において、事業報告書等を NPO 法第 29 条の規定により所轄庁に提出していること</p>	
<p>⑦ 不正行為等について 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実等がないこと</p>	
<p>⑧ 設立後の経過期間について 申出書を提出した日を含む事業年度の初日において、設立の日以後 1 年を超える期間が経過していること</p>	
<p>⑨ 県民からの認知について 次の基準のいずれかに適合すること</p>	
イ	事業活動に関する情報を県内の地方公共団体が発行する広報誌、県内を対象として刊行される日刊紙、テレビ及びラジオ放送のうち毎日放送されるもの（書面等により確認できるもの）を通じて各事業年度において 2 回以上提供していること
ロ	事業活動を掲載した定期的に発行する会報誌や随時に発行する活動案内を、県内の公共施設、官公庁、医療機関、小売店等で不特定の者が自由に出入りできる場所に申出の日において 5ヶ所以上設置していること
ハ	事業活動に関する県民を対象とした催物を各事業年度において 4 回以上開催していること
<p>⑩ 他の主体との協働実績について 事業活動に関し、地方公共団体又はその他の団体と協働した実績（委託事業、補助事業、助成事業、共同研究で、その実施内容が契約書や協定書、交付決定通知等で確認できるもの）が各事業年度において 1 回以上あること</p>	

⑪ 活動の継続性について

県内において、事業の継続が申出の日以後最初に到来する事業年度の初日から起算して5年間見込まれること

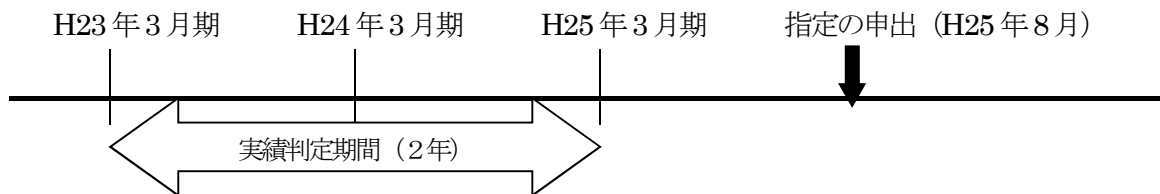
⑫ 事務所の所在地について

県内に主たる事務所があること

※実績判定期間とは・・・

実績判定期間とは、指定NPO法人の要件の判定対象となる期間のことで、指定の申出を行う法人の直前に終了した事業年度終了の日以前5年（はじめて指定の申出を行うときは2年）内に終了した各事業年度のうち、もっとも古い事業年度開始の日から、直前に終了した事業年度終了の日までの期間をいいます。

例) 事業年度が4月1日～3月31日の法人の場合（新規の申出）



(2) 欠格事由に該当しないこと

次のいずれかに該当する場合は、指定を受けることはできません。

① 役員のうち、次のいずれかに該当する者があるもの

- イ 指定を取り消された法人において、その取消原因の事実があった日以前1年以内に当該法人のその業務を行う理事であった者でその取消の日から5年を経過しないもの
- ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ハ NPO法、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律、大分県暴力団排除条例の規定等に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ニ 暴力団の構成員等

② 指定の取消の日から5年を経過しないもの

③ 定款又は事業計画書の内容が等に違反しているもの

④ 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しないもの

⑤ 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課されてから3年を経過しないもの

⑥ 次のいずれかに該当するもの

- イ 暴力団
- ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にあるもの

4 指定NPO法人になるための手続

(1) 事前相談について

指定の申出にあたっては、留意事項が多くありますので、必ず事前相談（予約制）にお越しください。

相談窓口：大分県消費生活・男女共同参画プラザ 県民活動支援室
住所 大分市東春日町1-1 NS大分ビル1階
電話 097-534-2052

相談時間：月曜日～金曜日（休日を除く）
午前 9時00分～12時00分
午後 13時00分～16時45分

(2) 申出書等の作成・提出について

事前相談等により指定基準を満たしていると思われる場合は、申出に係る関係書類を作成し、**県民活動支援室**に提出してください。

申出書等の様式は、県のホームページからダウンロードできます。

こちら → <http://www.pref.oita.jp/site/107/kobetuseitei.html>

また、申出書等の受付は、随時行っています。

(3) 審査協力について

提出書類の審査等には、2～3ヶ月程度かかります。

書類審査の外、電話や来所による聞き取り調査や、法人事務所における実態確認等が行われますので、ご協力をお願いします。

(4) 条例手続について

審査等の結果、基準に適合すると認められた場合は、大分県税条例で個別に指定するための手続が行われます。

指定の効力が生じるためには、大分県税条例の一部を改正する条例が大分県議会で可決され、条例が公布・施行される必要があります。

また、条例手続にかかる期間については、議会の開催時期によって異なりますが、おおむね2～3ヶ月程度です。

(5) 指定の決定について

条例が、議会で可決され公布・施行されると、その日から指定の効力が生じます。

指定の有効期間：指定の効力を生じた日から指定の効力を生じた日の属する月の翌月の初日から起算して5年まで

寄附金控除対象期間：指定の効力を生じた日の属する年の1月1日から指定の有効期間の終了の日まで

例) 平成25年3月29日に指定に係る条例が公布された場合

指定の有効期間・・・平成25年3月29日～平成30年3月31日

寄附金控除対象期間・・・平成25年1月1日～平成30年3月31日

(6) 更新について

指定の有効期間は5年間です。

更新の場合も、条例改正が必要となりますので、更新の申出書等を**指定の有効期間の終了の日の9ヶ月前から5ヶ月前までの間に、県民活動支援室に提出してください。**

なお、更新手続も初回の手続と同様に4～6ヶ月程度時間がかかりますので、お早めに更新の申出書等の作成及び提出を行ってください。

5 指定NPO法人になった後に行うこと

大分県の指定NPO法人になった後、次のことを行う必要があります。

(1) 役員報酬規程等の提出

指定NPO法人は、毎事業年度初めの3ヶ月以内に、役員報酬や職員給与の支給に関する規程や前事業年度の収益の明細等の書類を県に提出しなければなりません。

(2) 役員報酬規程等の備置き、情報の公開等

指定NPO法人は、(1)で県に提出した書類や指定の申出書に添付した書類等を法人の事務所に備え置くとともに、閲覧の請求があったときは事務所において閲覧させなければなりません。

また、毎事業年度初めの3ヶ月以内に県に提出している事業報告書や活動計算書等については、インターネットで公開する必要があります。

※おおいたNPO情報バンク「おんぽ」による情報開示

「おんぽ」とは、団体情報の公開や活動情報の発信等によりNPO活動への理解を深めていただくとともに、NPOと県民や企業、行政等との出会いの場として利用していただけるよう県が運営しているポータルサイトです。

「おんぽ」では、登録団体の情報開示レベルを星(★~★★★★)で表示しており、★の数が多いほど「おんぽ」における情報開示レベルが高い団体となります。

指定NPO法人には、「おんぽ」のご活用とともに、星★★★★の取得をめざしていただきます。

「おんぽ」アドレス <http://www.onpo.jp>

(3) 寄附金について

寄附者が個人県民税の寄附金控除を受けるためには、寄附者の居住市町村の税務担当窓口へ申告する必要があります。

申告には、寄附金を受け入れた際に寄附者に交付する「寄附金受領証明書(領収書)」の添付が必要となります。

「寄附金受領証明書(領収書)」には、寄附者の住所及び氏名や受領金額、受領年月日、受領者である法人の名称及び主たる事務所の所在地・電話番号等の記載が必要です。

また、寄附者の氏名及び住所、寄附金額、受領年月日等を記載した「寄附者名簿」を年ごとに作成し、保存しておく必要があります。

(4) 認定NPO法人の申請について

法人が、「県または市町村の指定NPO法人に指定されたこと」により認定NPO法人の申請を行う場合は、申請日の前日において、条例で定められており、かつその条例の効力が生じている必要があります。

(5) 市町村の指定NPO法人の申出について

県の指定NPO法人の指定を受けた後に、認定要件が整わない等の理由により認定NPO法人の申請を行わない場合は、市町村の指定NPO法人の指定を受けることができる場合がありますので、指定制度の有無を法人の所在地の市民活動担当課または税務担当課で確認してください。

県と市町村両方の指定NPO法人となると、その法人に寄附をした寄附者の税金から、寄附金額の約10%が控除されます。



New Power Oita

大分県消費生活・男女共同参画プラザ 県民活動支援室

所在地 〒870-0037
大分市東春日町1-1 NS大分ビル1階

電話 097-534-2052
FAX 097-534-2057
E-mail oita-kenmin@pref.oita.lg.jp